技術名称：煙突内石綿含有断熱材の石綿粉じん飛散防止処理技術「Hi-jet ＡＲＣ工法（除去工法）」

１．審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社　藤林商会
代表取締役　藤林秀樹
青森県南津軽郡藤崎町大字久井名舘字早稲田295番地2

1.2 技術の名称

煙突内石綿含有断熱材の石綿粉じん飛散防止処理技術
「Hi-jet　ＡＲＣ工法（除去工法）」

1.3 技術の概要

既存の煙突内壁に施工された煙突石綿含有ライニング材を石綿粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術である。

本工法の特徴は、石綿除去装置を既存の煙突の筒部に吊り下げた状態で、遠隔操作により、その上端部から下端部に向けて降下又は上昇させながら、当該装置のノズルヘッドから噴射される超高圧水で連続的に煙突内壁の煙突石綿含有ライニング材を破砕除去するものである。本工法により、作業区域を無人化できるとともに、煙突石綿含有ライニング材を石綿粉じん飛散防止可能な湿潤状態で除去できる。

２．開発の趣旨

既存の建築物、構造物、設備等に施工された煙突石綿含有ライニング材の除去に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

３．開発の目標

(1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
(2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
(3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

４．審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。
(1) 石綿除去工事に関する技術資料
(2) 施工実績及び繊維数濃度等の測定データ
(3) 審査の過程において必要とされた追加資料

５．審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任

において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

６．審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

７．審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

(1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。

(2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。

(3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

８．留意事項及び付言

作業者・管理者等に対して、石綿に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

９．審査証明経緯

(1) 建設技術審査証明事業において、2008年9月4日付けで技術審査を完了した。

(2) 本技術に関する変更について技術審査を行い、2013年7月29日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、審査証明の有効期限は更新前の有効期限から起算して5年間（2018年9月3日まで）とする。

(3) 2018年7月17日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2018年9月26日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2018年9月4日とし、審査証明の有効期限は更新前の有効期限から起算して5年間（2023年9月3日まで）とする。

(4) 2020年3月11日付けで養生材（防水シート）の変更があった。

(5) 2023年5月23日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2023年7月18日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は更新前の有効期限から起算して5年間（2028年9月3日まで）とする。